

2 2 陳 情 第 2 0 号	監査委員業務の改善および監査事務局の運営方法改革に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 2 年 8 月 9 日 受 理、 平 成 2 2 年 9 月 1 7 日 付 託
陳 情 者	新宿区下落合_____
<p>( 要 旨 )</p> <p>私は、「監査委員（その補助組織である監査事務局）は独立した組織である。」との建前論が区長や議会に当該組織の合理化、改革をためらわせ、その結果が、メンバーの慢心を生み、区民へのサービス低下を招いたのではないかと懸念しています。</p> <p>以下に私の所見を述べますので、区議会議長は先ずは監査委員組織の実態を監査して抜本的改革に取り組んで頂きたい。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>私は去る 6 月 1 8 日新宿区長、新宿区監査委員、新宿区公益保護委員に「情報開示請求、監査請求、公益保護のための通報」をしました。</p> <p>情報開示と公益保護のための通報に関しては 6 月 3 0 日に新宿区長および公益保護委員より説明を受けました。特に区長からは貴重な時間を割いて詳細な資料を基に説明を受け、今後の対策も明示して頂いたので、事実関係については十分納得したところであります。</p> <p>今後は調査、意思決定のスピードアップと説明責任の工夫、改善を期待しています。</p> <p>しかしながら、監査委員およびその補助組織である監査事務局の対応は同じ案件を扱いながら前 2 者に比べると著しく非礼、不当なもので、事務処理も格段に遅く、組織運営そのものに根本的な問題があるとの強い印象を受けました。</p> <p>私は、「監査委員（その補助組織である監査事務局）は独立した組織である。」との建前論が区長や議会に当該組織の合理化、改革をためらわせ、その結果が、メンバーの慢心を生み、区民へのサービス低下を招いたのではないかと懸念しています。</p> <p>以下に私の所見を述べますので、区議会議長は先ずは監査委員組織の実態を監査して抜本的改革に取り組んで頂きたい。</p> <p>なお、本件は本来監査委員に監査請求すべきものと考えますが、本人が監査対象であ</p>	

りますのでこのような形となりましたことをご理解下さい。

1 監査委員は最初（監査請求受付時点）から監査請求者と向き合うべきです。

私が監査委員を訪ねた時、常勤監査委員が執務していましたが、受付手続きは監査事務局担当者に任せっきりで、自らは対応に出て来ようとはしませんでした。

監査事務局員が当然のこのように請求内容について確認し、最後に監査委員が疑問に思われる点があれば後日改めて照会します、請求の採否は後日通知しますと告げました。

常勤監査委員のこの対応は本人がどの程度自覚されているかわかりませんが、わざわざ区役所に出向いて、思いを訴えようとしている区民には大変失礼で、傲慢な態度に映りました。私は来客や優先処理すべき案件があれば当然待機するつもりでありましたが、そのような断りは一切なく、常勤監査委員には当時区民に向き合うことに優先するどんな重要な仕事をされていたのかお尋ねしたい。

また、補助の立場にある監査事務局員が請求内容について細かく確認し、前捌きするのは監査結果に影響を及ぼしかねない危険な処理方法で、監査事務局員の職務権限を越えており、法の趣旨に反するものとして、私は納得できません。

優秀な弁護士、優秀な会計士はみんな顧客の相談ごとは最初から自ら聞き取りをします。他人任せにはしません。

それが専門家としての良心であり、責任であるからです。

それが自らの見立を確認することになり、解決のヒントが見つかり、顧客に安心感を与え納得してもらえる等の効果を生み、正しい判断につながるからです。

監査委員には最初（監査請求受付時点）から監査請求者と向き合うこと、監査事務局員には補助の限度を超えた行為をさせないことを徹底するよう求めます。

また、新宿区監査事務局庶務規程第 6 条「事案の決定は代表委員および局長が行うものとし、」等の監査委員と監査事務局長とが対等の規程は誤解を招きかねないので改めるべきと考えます。

2 監査委員および監査事務局の事務処理が他の部門に比べて遅過ぎます。

6 月 18 日に監査請求した後、7 月 2 日に監査事務局長から請求書に名前の自署、押印が無いので形式不備で受付ないとの電話連絡がありました。

前述の通り、「情報開示請求」や「公益保護のための通報」では既に 2 日前の 6 月 30 日に結果返出しているのに、監査事務局では 2 週間経っても受付処理すら完了していなかったことを示しています。他と比較してあまりにも遅く、怠惰な仕事ぶりです。

請求時、私が「できるだけ早く処理して下さい。」と依頼すると監査事務局員が「監査期間は法律で 60 日間と決まっています。」と平然と答えました。

しかしながら、地方自治法第 242 条は「監査委員の監査は請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。」と「最長でも 60 日以内に処理する」ことを義務づけているのであって、監査事務局は法律を自分の都合の良いように曲解して早期処理を怠る理由にしています。

監査委員のこうした思いが監査事務局に反映しているのではないのでしょうか。

本件は結局私が 6 月 18 日に監査請求してから 33 日目の 7 月 21 日ようやく陳述の機会を与えてもらいましたが、重要な監査を行われているにしても 4 名もの監査委員がおられながら、監査前の手続きだけに何故このように長期間を要するのか理解できません。

常勤監査委員はもちろん非常勤監査委員や議員選出の監査委員がどこで、どんな実務に携わっておられるのか等も含め開示され、説明されるよう求めます。

私は、先ずは全員の意識改革を行い、併せて全体の業務量、メンバー個々の処理能力等の実態分析により通常案件は受付から 1 ヶ月以内に処理できる体制を整えるべきと考えます。

### 3 監査事務局長は法律を自らの都合の良いように勝手解釈し、運用しています。

監査事務局長は、監査請求書の形式不備の理由として私が「名前を自署していない。」「押印していない。」の 2 つを挙げました。

私は、上記手続きを知らずに提出したのは申し訳なかった、しかしこれらはいずれも監査請求者が本人であることを確認するための手続きであろうから、この点については 6 月 18 日の提出時に監査事務局員に、「本人であることを確認する資料が必要なら免許証を提示する。」と申し出たところ「不要である。」と言われたこと、その際求められた連絡先電話番号に監査事務局長自身が電話し、今こうして話していること等から十分その目的を達しているのではないかと、そして何よりも 6 月 18 日に受付印を押し受付しておきながら、2 週間も経った今になってそんなことを言って来るのは非常識ではないかと抗議しましたが、監査事務局長は「法律（地方自治法施行規則第 13 条及び別記様式）で決まっていることだから」の一点張りで、譲らず 7 月 6 日付の連絡箋であくまでも氏名の自署、押印を求めて来ました。

しかしながら、上記法律別記様式では監査請求者には住所、氏名（自署）、印の他、職業の記載をも求めており、7 月 8 日同人に電話で「そこまで法律の様式に拘るのなら何故職業の記載も求めないのか。」と質すと、「周辺自治体では職業の記載がないのは無職として扱っているところが多いので、新宿区も法律上の要件ではあるが敢えて職業の記載は求めず、記載の無いのは無職として扱っている。」と答えました。

監査事務局長が、区民には厳しく法律要件の履行を求め、自らは勝手解釈で法律要

件を無視して運用する等ということは、論理的に矛盾しており、区民としては許し難い横暴です。

私は法律の趣旨から言えば、これら 4 項目は各々独立したものではなくセットで本人確認をしようとするもので、時代の変遷と共に改められるべきものと考えています。

4 監査委員および監査事務局への定期監査実施を求めます。

コンプライアンスでは、組織の牽制機能により不正を防止する仕組みになっています。監査委員、監査事務局といえども例外ではありません。

聞くところによると監査委員や監査事務局が監査された実績は関係者の記憶にないとのことですが、私が指摘した問題点やそれ以外にも監査の実施方法、メンバー個々の能力、職業倫理意識等監査すべき項目は他の部門同様多々あると思いますので、新宿区長および新宿区議会議長には外部監査人を活用してでも定期監査を実施され、区民が区政の監視役としてみんなが頼れる、評価し得る監査組織を構築してもらいたいと期待しています。